

令和2年度

第2回 秋田県地域職業訓練協議会

～説明資料～

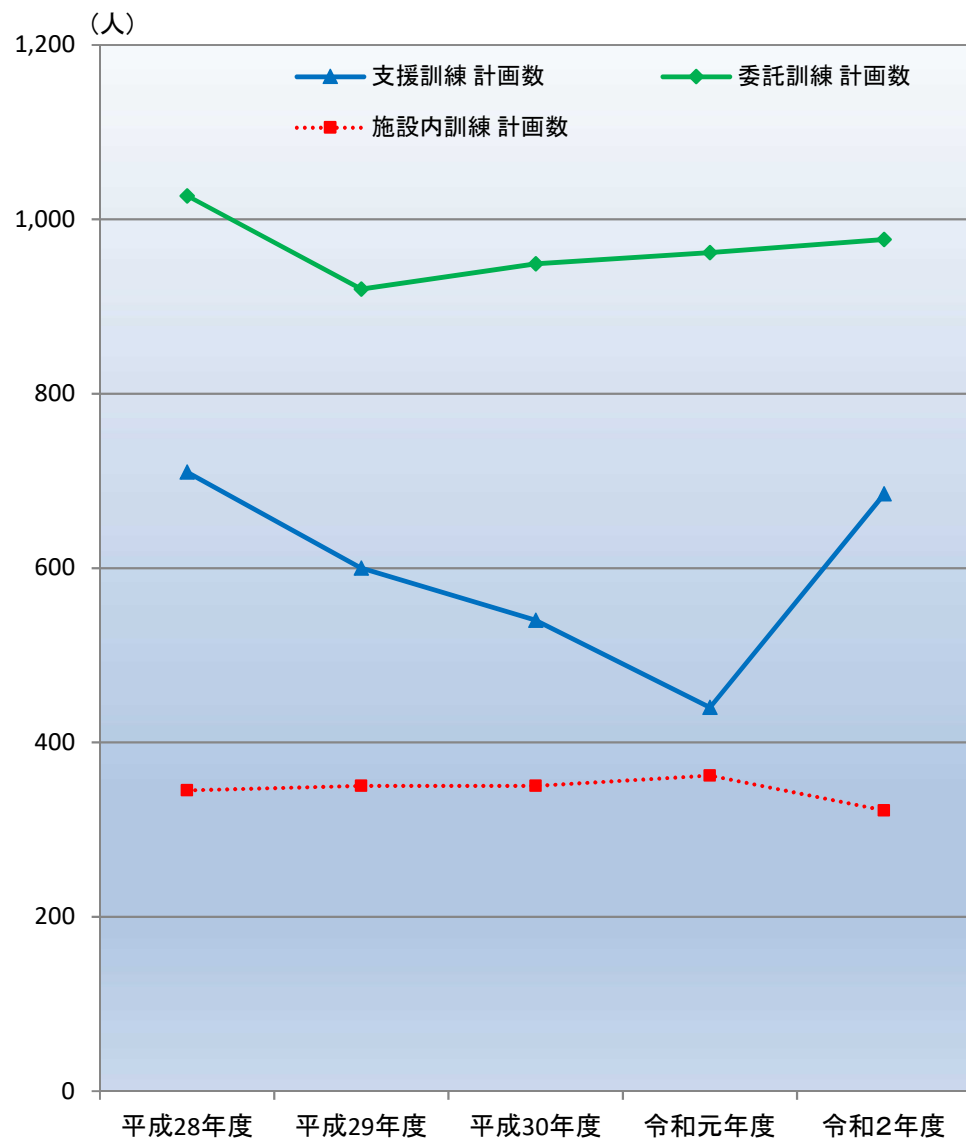


秋田労働局職業安定部訓練室

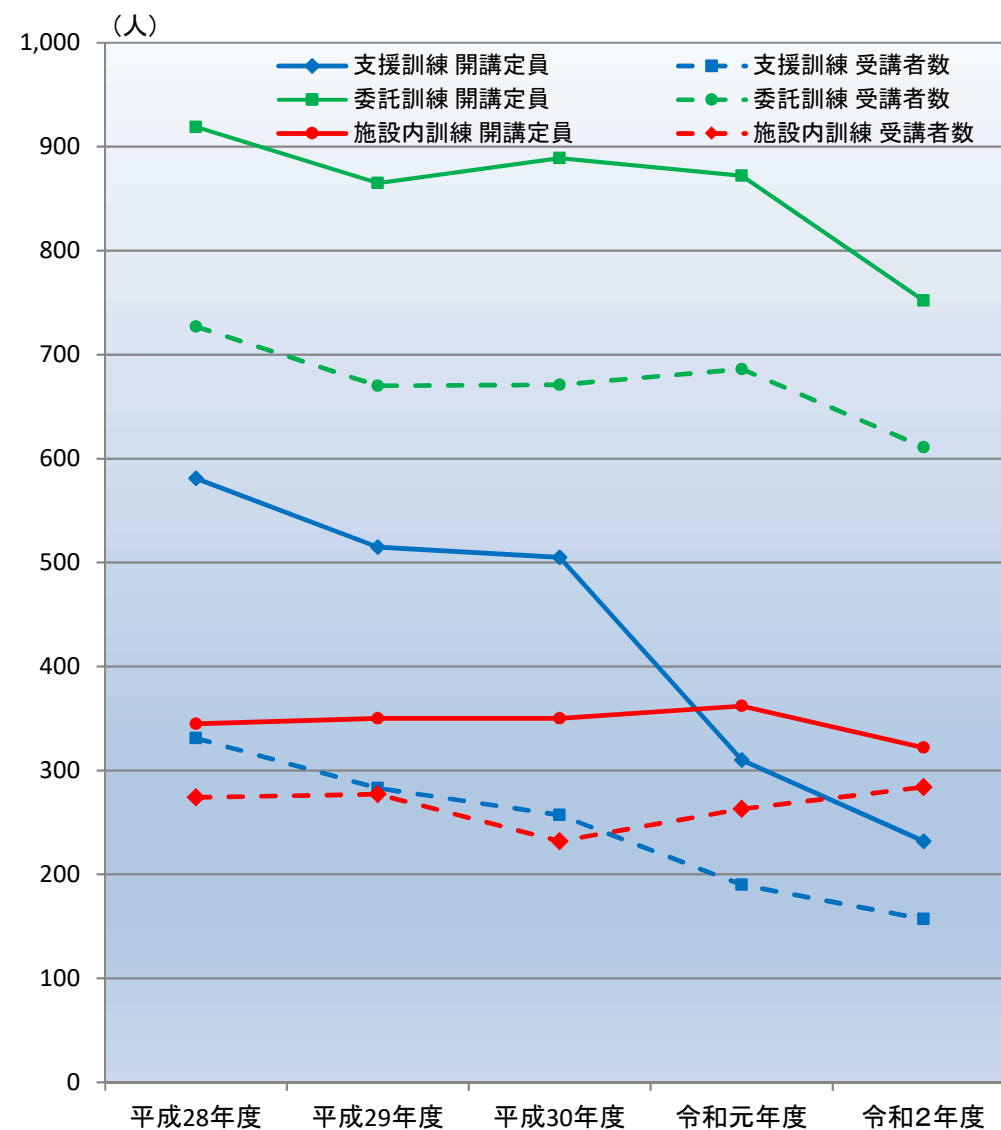
公的職業訓練の実施状況

公的職業訓練【求職者支援訓練・委託訓練・施設内訓練】の実施状況

①計画数の推移

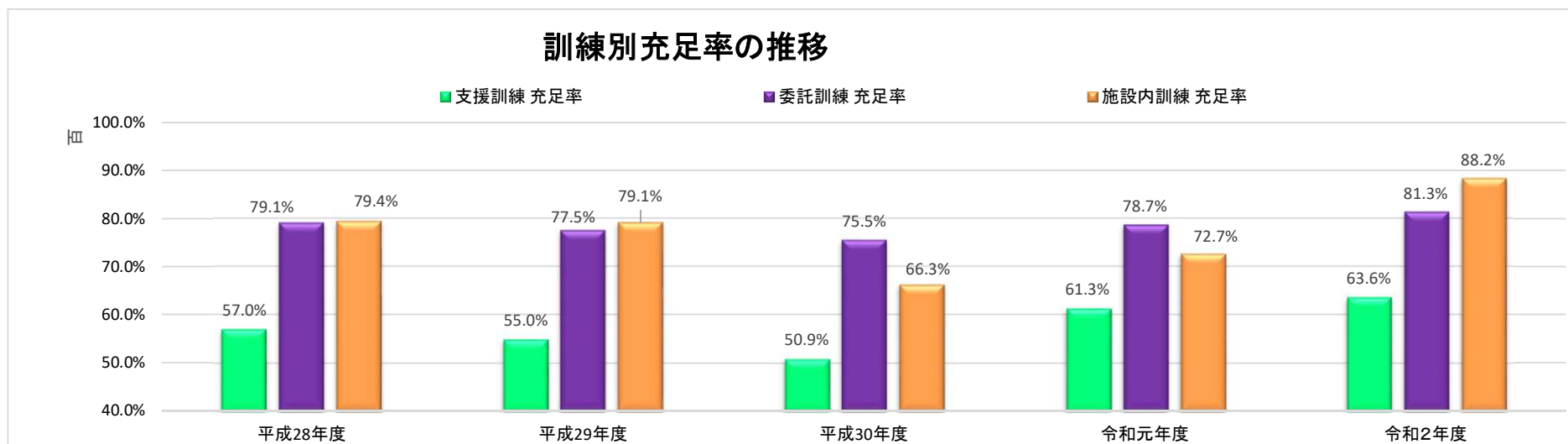


②開講定員と受講者数の推移

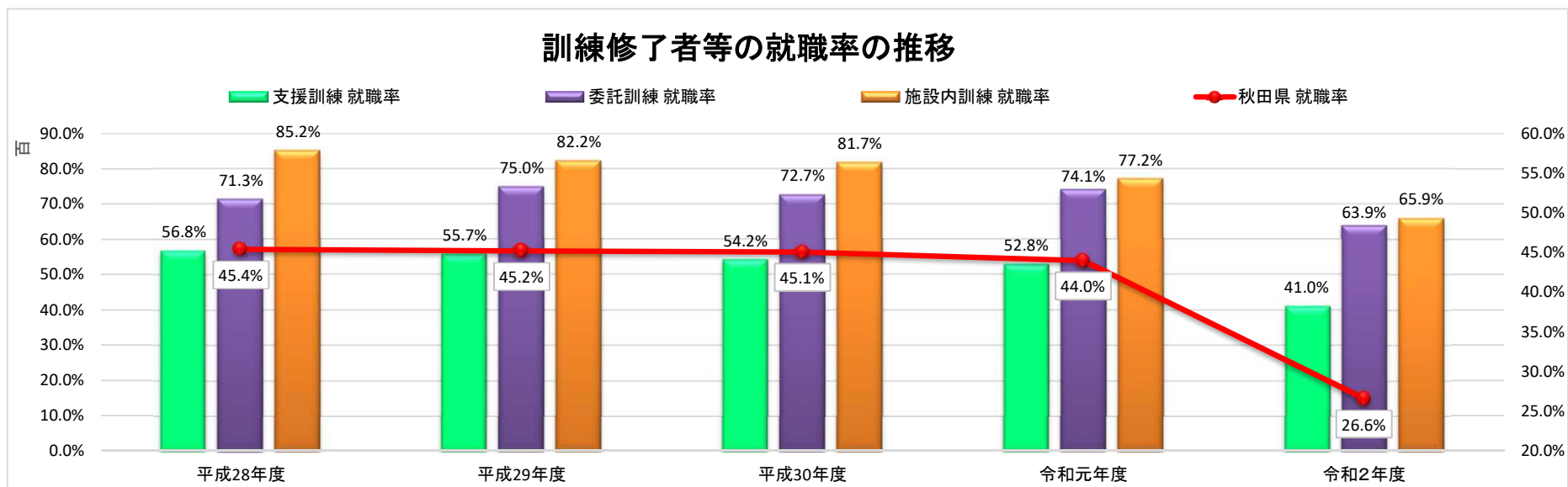


(注) 令和2年度は4月～1月開講分

公的職業訓練【求職者支援訓練・委託訓練・施設内訓練】の充足率・就職率の推移



(注1) 令和2年度の充足率は4月～1月間講分



(注2) 令和2年度就職率は4月～11月修了分
令和2年度の秋田県就職率は1月末現在

求職者支援訓練実施状況1

コース別実施状況

【令和元年度開講分】

	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計	25	310	192	61.9
基 礎 コ ー ス	12	148	86	58.1
実 践 コ ー ス	13	162	106	65.4
IT系(情報処理)	3	45	35	77.8
営業・販売、事務系	6	68	39	57.4
医療事務・歯科助手系	0	0	0	—
介護福祉系	2	24	9	37.5
デザイン系	1	15	15	100.0
理容・美容関連系	1	10	8	80.0

【令和元年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
25	180	95	52.8
12	86	44	51.2
13	94	51	54.3
3	30	15	50.0
6	36	18	50.0
0	0	0	—
2	7	6	85.7
1	15	9	60.0
1	6	3	50.0

【令和2年度 4月～1月開講分】

	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計	18	247	161	65.2
基 礎 コ ー ス	5	62	45	72.6
実 践 コ ー ス	13	185	116	62.7
IT系(情報処理)	3	45	41	91.1
営業・販売、事務系	7	93	50	53.8
医療事務・歯科助手系	0	0	0	—
介護福祉系	3	47	25	53.2
デザイン系	0	0	0	—
理容・美容関連系	0	0	0	—

【令和2年度 4月～11月修了分】

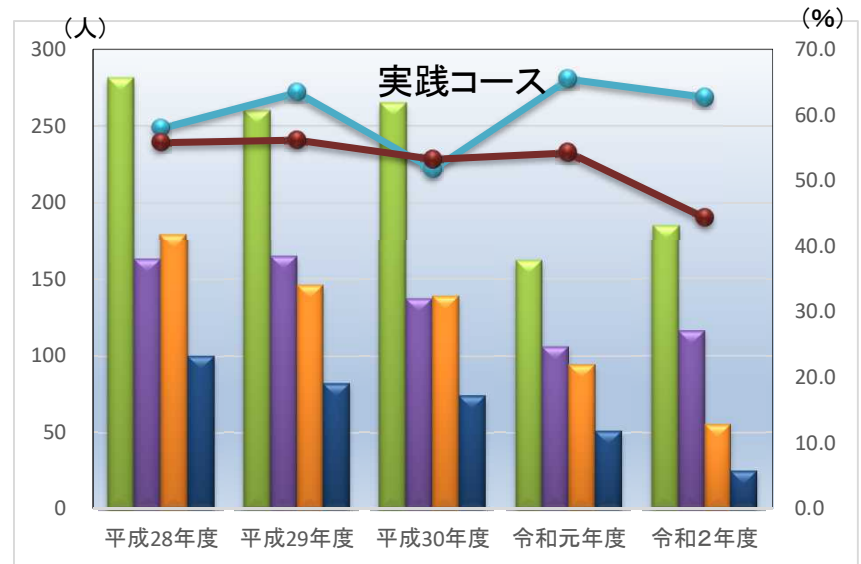
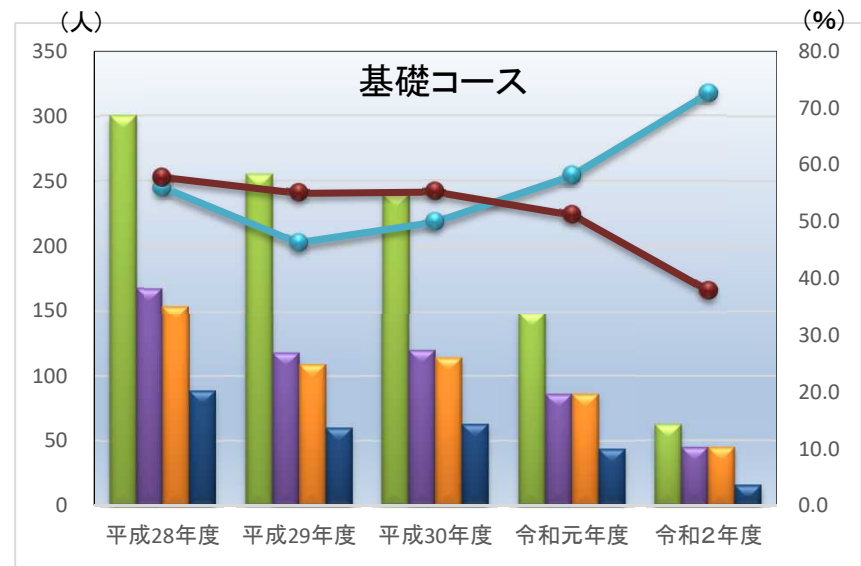
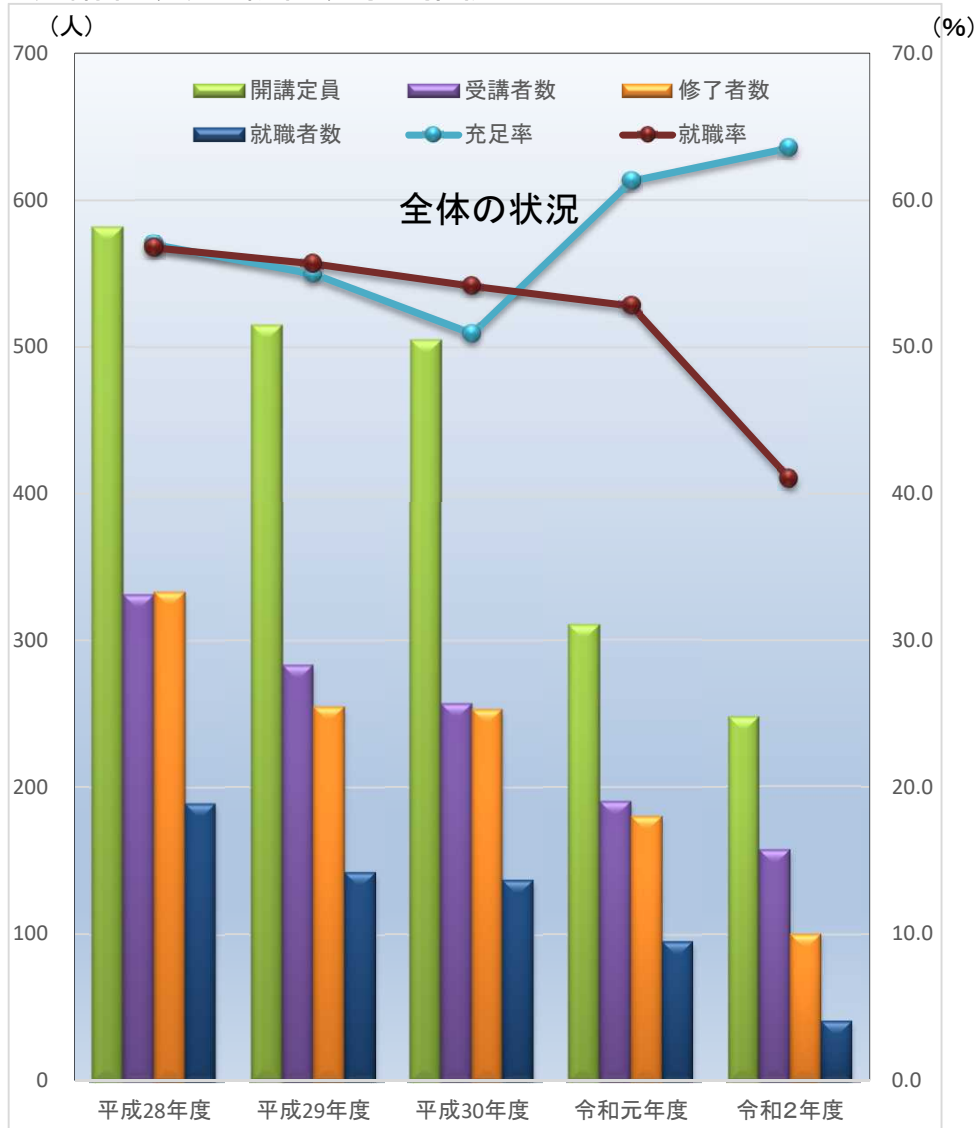
コース数	修了者数	就職者数	就職率
16	100	41	41.0
7	45	16	35.6
9	55	25	45.5
1	13	6	46.2
5	24	9	37.5
0	0	0	—
3	18	10	55.6
0	0	0	—
0	0	0	—

【基礎コース】…社会人としての基礎的能力及び短時間で取得できる技能等を習得できる技能等を習得する訓練(主にパソコン操作等)

【実践コース】…就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を取得する訓練

求職者支援訓練実施状況2

受講者数、就職者数等の推移



(注1)令和2年度の開講定員、受講者数、充足率は4月～1月開講分
 (注2)令和2年度の修了者数、就職者数、就職率は4月～11月修了分

委託訓練実施状況1

コース別実施状況

【令和元年度開講分】

		コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計		61	892	704	78.9
地域別	鷹 巣 技 術 専 門 校 分	19	260	192	73.8
	秋 田 技 術 専 門 校 分	25	377	295	78.2
	大 曲 技 術 専 門 校 分	17	255	217	85.1
科 目 別	情 報 (パ ソ コ ン) 系	24	360	324	90.0
	販 売 、 一 般 事 務 系	13	200	163	81.5
	医 療 事 務 系	5	80	56	70.0
	介 護 福 祉 系	12	185	127	68.6
	長 期 高 度 人 材 育 成 コ ー ス	7	67	34	50.7

【令和元年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
57	638	383	60.0
18	176	102	58.0
22	248	144	58.1
17	214	137	64.0
25	333	182	54.7
11	130	79	60.8
5	53	37	69.8
11	104	74	71.2
5	18	11	61.1

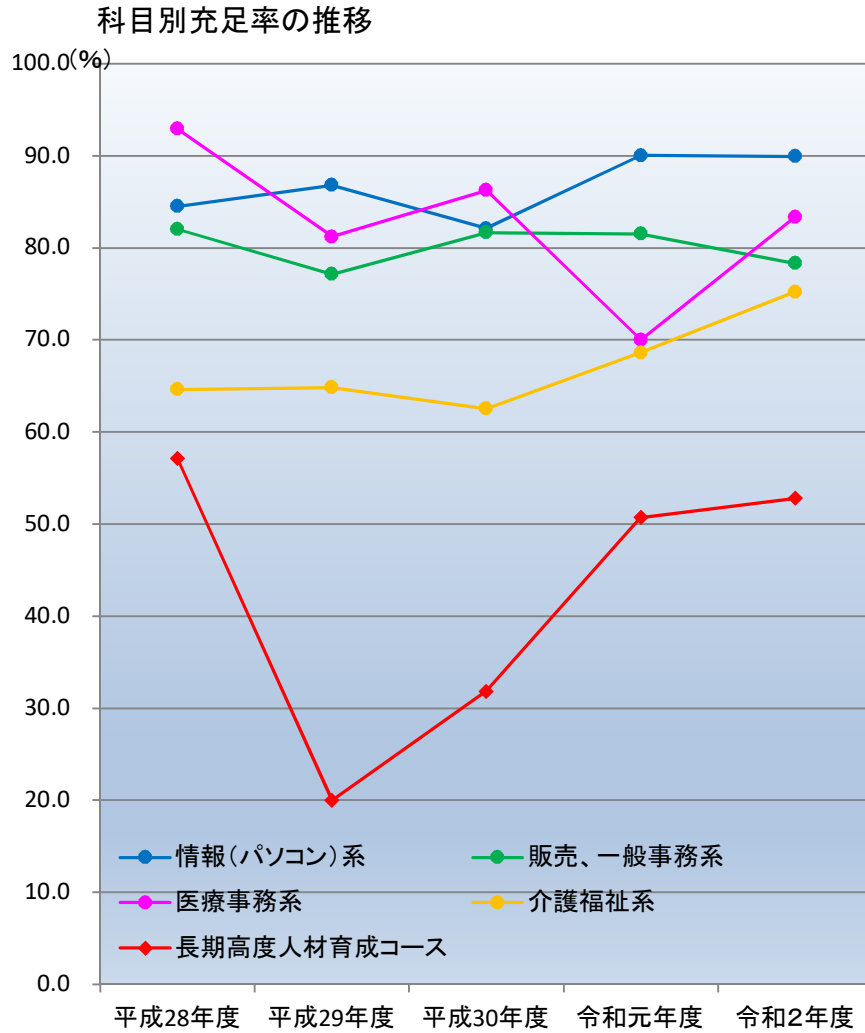
【令和2年度 4月～1月開講分】

		コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計		52	752	611	81.3
地域別	鷹 巣 技 術 専 門 校 分	15	195	144	73.8
	秋 田 技 術 専 門 校 分	22	332	279	84.0
	大 曲 技 術 専 門 校 分	15	225	188	83.6
科 目 別	情 報 (パ ソ コ ン) 系	23	345	310	89.9
	販 売 、 一 般 事 務 系	8	120	94	78.3
	医 療 事 務 系	6	90	75	83.3
	介 護 福 祉 系	8	125	94	75.2
	長 期 高 度 人 材 育 成 コ ー ス	7	72	38	52.8

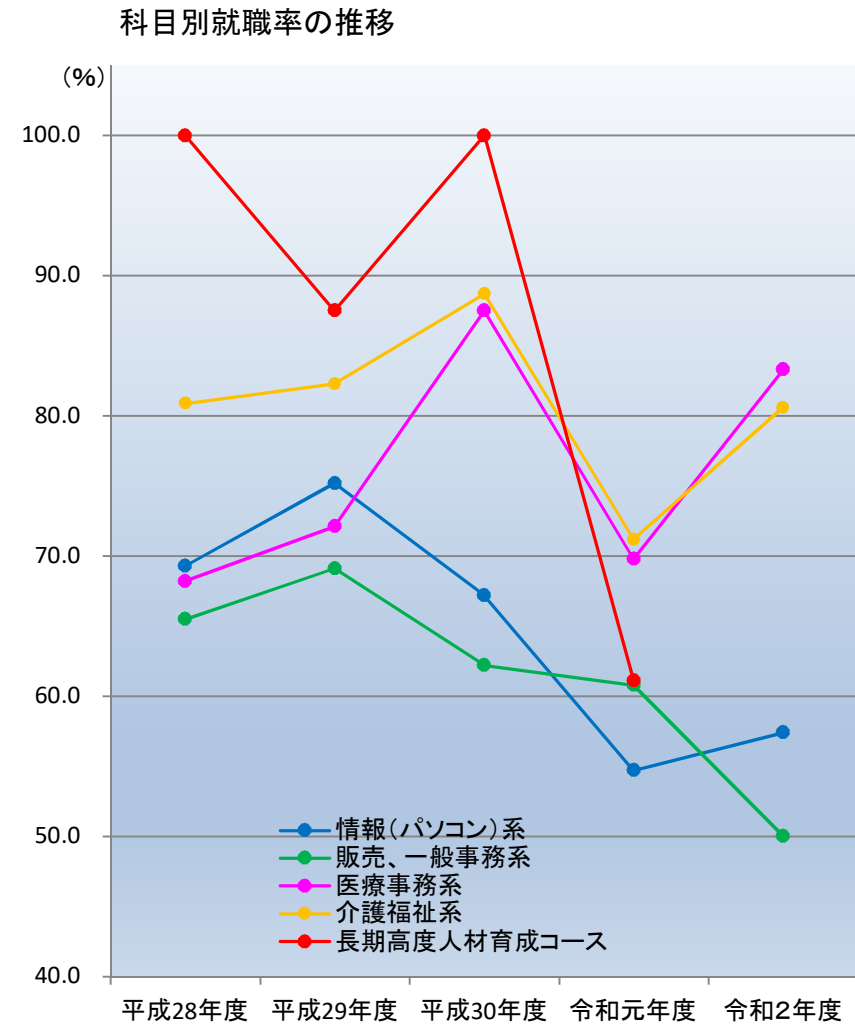
【令和2年度 4月～11月修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
28	335	214	63.9
10	95	58	61.1
9	125	86	68.8
9	115	70	60.9
16	188	108	57.4
3	42	21	50.0
1	12	10	83.3
8	93	75	80.6
0	0	0	—

委託訓練実施状況2



(注1) 令和2年度の充足率は4月～1月開講分



(注2) 令和2年度就職率は4月～11月修了分

施設内訓練(離職者訓練)実施状況1

コース別実施状況

【令和元年度開講分】

	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全体計	26	362	263	72.7
鷹巣技術専門校分	2	40	34	85.0
ポリテクセンター秋田分	24	322	229	71.1
テクニカルオペレーション科	4	60	43	71.7
機械加工技術科	テクニカルオペレーション科に名称変更			
金属加工技術科	4	40	31	77.5
電気設備技術科	4	52	23	44.2
電気・通信施工技術科	廃止			
ビル管理技術科	4	60	56	93.3
住宅リフォームデザイン科	4	60	52	86.7
電気設備技術科	2	30	14	46.7
建築CAD施工科	2	20	10	50.0
建築RC施工科	建築CAD施工科に名称変更			

【令和元年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
23	245	181	73.9
2	34	23	67.6
21	211	158	74.9
2	23	18	78.3
4	25	25	100.0
4	20	18	90.0
1	10	6	60.0
4	48	39	81.3
4	49	39	79.6
2	36	13	36.1
2	12	5	41.7

【令和2年度 4月～1月開講分】

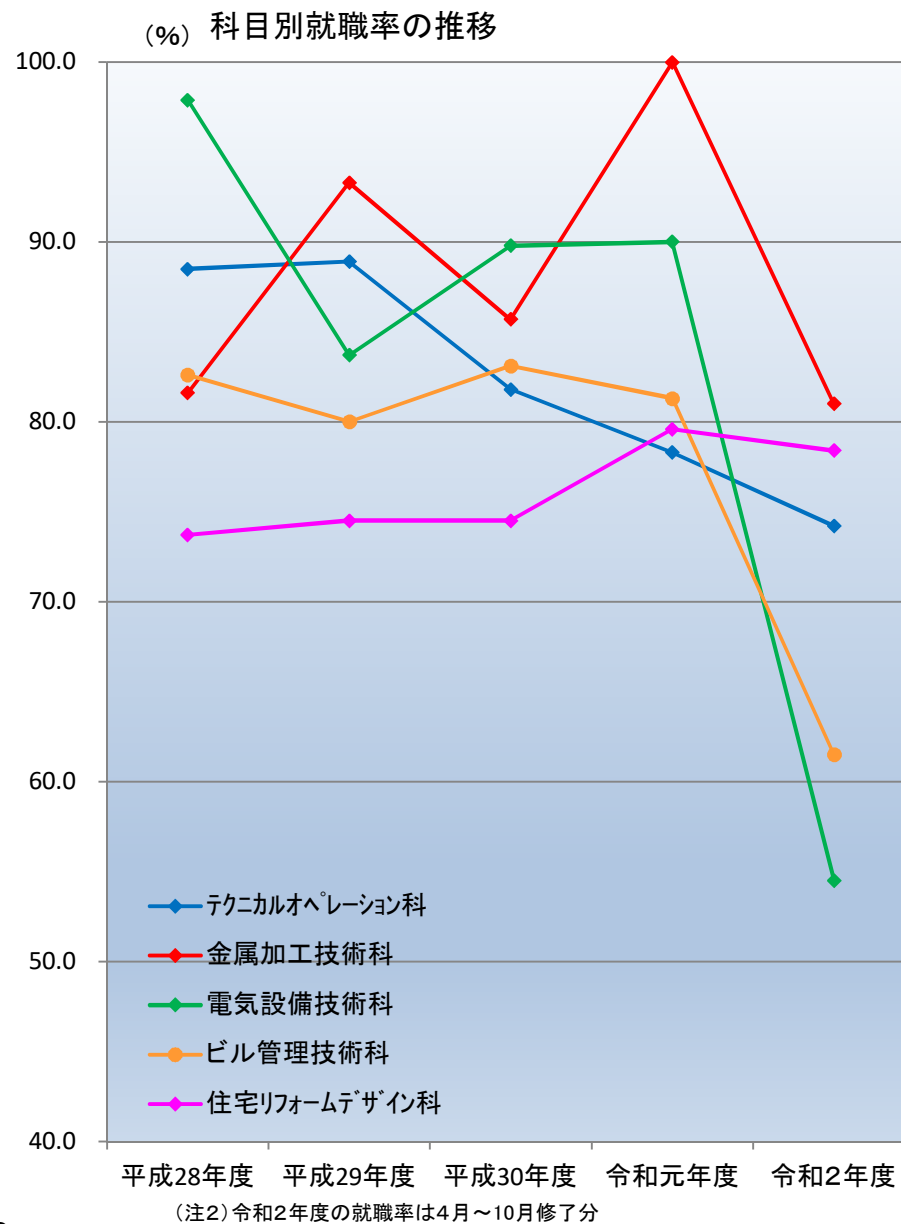
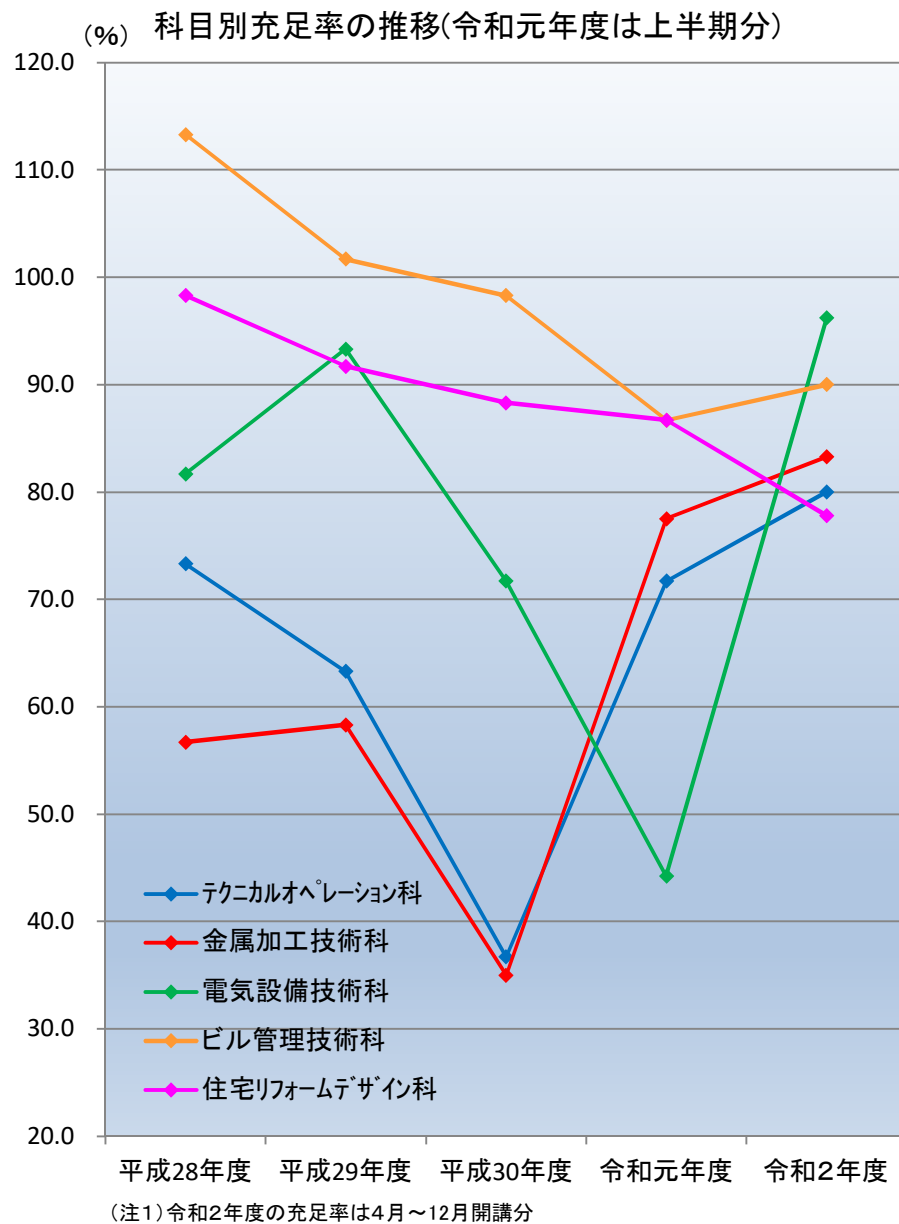
	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全体計	24	322	284	88.2
鷹巣技術専門校分	2	40	25	62.5
ポリテクセンター秋田分	22	282	259	91.8
テクニカルオペレーション科	3	45	36	80.0
金属加工技術科	3	30	25	83.3
電気設備技術科	4	52	50	96.2
ビル管理技術科	4	60	54	90.0
住宅リフォームデザイン科	3	45	35	77.8
電気設備技術科	2	20	20	100.0
建築CAD施工科	3	30	39	130.0

【令和2年度 4月～11月修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
16	179	118	65.9
1	14	8	57.1
15	165	110	66.7
2	31	23	74.2
3	21	17	81.0
2	22	12	54.5
2	26	16	61.5
3	37	29	78.4
1	5	5	100.0
2	23	8	34.8

はデュアルコース(企業実習等が付属されているコース)

施設内訓練実施状況2



訓練制度等の周知・広報の取組状況

①二次元(QR)コード入りチラシによるPR

サンプル	概要	備考
別添1	スマホ需要の高まりに着目し、QRコードを多用して動画や詳細な訓練関係チラシ等へ容易にアクセスできるようにしたもの。また、訓練を受講して就職に結びついた全国の事例紹介のページ(厚労省ホームページ内)へアクセスできるようにしたもの。	令和2年度～ 令和3年度継続予定

②ハローワーク求人情報を活用したPR

サンプル	概要	備考
別添2	各ハローワークが発行している求人情報(紙媒体)の余白に、募集中の訓練チラシにアクセスできるようQRコードを添付したもの。	令和2年度～ 令和3年度継続予定

③ハロトレアンバサダー(AKB48 チーム8)を活用したPR

サンプル	概要	備考
別添3	ハロトレアンバサダー(AKB48 チーム8)全員が写ったハロトレPRポスターを作成し配布したもの。(本省契約)	平成30年度～ 令和3年度継続予定

④あきた就職氷河期世代活躍支援PFホームページを活用したPR

サンプル	概要	備考
別添4	あきた就職氷河期世代活躍支援PFホームページに公的職業訓練の見出しを設け、求職者支援制度やハロトレQ&A、訓練を受講して就職に結びついた全国の事例紹介のページ(厚労省ホームページ内)へリンクできるようにしたもの。※工事中	令和3年度継続予定

⑤FMラジオを活用したPR

サンプル	概要	備考
	FM秋田を活用して、ハロトレトレーニングについてのPRを行ったもの。原稿を訓練室で作成し、アナウンサーが読み上げる形。(放送日時: 令和2年10月14日(水) 17:55～18:00)	令和3年度継続予定



ハロートレーニング ～急がば学べ！～

別添1

～令和2年度版～

ハロートレーニング(ハロトレ)とは…
新たなスキル(知識と技能)アッパにチャレンジする
全ての皆さんをサポートする**公的職業訓練の愛称**です。

ハロトレから
就職につな
がった事例
集です！



《求職者支援訓練》
原則、雇用保険受給者以外の方を
対象とした職業訓練です

- ◆ 現在の募集コースなどが
ご覧になれます。
- ◆ ハロトレQ&Aが
ご覧になれます。



- ◆ 円楽とシロによるハロートレーニング(求職者
支援制度)の解説動画がご覧になれます。(32分17秒)



《公共訓練(委託訓練)》
原則、雇用保険受給者を
対象とした職業訓練です

- ◆ 令和2年度開催予定のコース一覧や
カリキュラム等がご覧になれます。



**ハロトレは
受講料が無料です。**

受講するためには一定の
要件がありますので、詳しく
はお近くのハローワーク
へお尋ねください。



《公共訓練(施設内訓練)》
ポリテクセンター秋田内での訓練
風景の動画がご覧になれます

**テクニカル
オペレーション科**
(1分33秒)

金属加工技術科
(2分16秒)

電気設備技術科
(1分44秒)

ビル管理技術科
(1分56秒)

**住宅リフォーム
デザイン科**
(1分22秒)

建築CAD施工科
(1分12秒)



<h1>ハローワーク ●●● デイリー求人情報 ●●● <パート></h1>		ハローワーク秋田 （秋田公共職業安定所） 秋田県秋田市茨島1-12-16 TEL 018-864-4111	
◎求人内容の詳細は、求人票をご覧ください。ハローワークの窓口にご相談ください。 ◎求人に関する相談や応募を希望する場合は、ハローワークの窓口にご相談ください。 ◎採用者の決定等により募集を終了している場合がありますので、ご了承ください。			
職 種	仕 事 の 内 容	事 業 所 名	
		所 在 地	就 業 場 所
求 人 数		賃 金 形 態	休 日
年 齢		賃 金（時間額）	
雇 用 形 態		加 入 保 険	
雇 用 期 間		求 人 番 号	
レストランフロア業務 2人 不問 パート労働者 雇用期間の定めあり 令和3年3月20日 ～ 令和3年11月28日	○ゴルフ場内レストランにおける下記の業務に従事していただきます。 ・食事の注文およびレジ ・配膳 ・片付け ・ホール清掃 等 *土・日・祝日勤務できる方が望ましいが、平日のみも可能です。	太平山総合開発 株式会社 秋田県秋田市太平中間字務沢1-7 時給 820円 ～ 820円 (1) 9時00分～15時00分 (2) 11時00分～17時00分 秋田県秋田市 他 （週休二日制：毎 週） 雇用 労災 05010-21828301	
アパート情報誌の配布作業（秋田県立大秋田キャンパス前） 2人 不問 パート労働者 日雇（日々雇用また 令和3年1月16日 ～	○大学共通テスト当日、アパート情報誌を配布していただくお仕事です。 ・大学キャンパス駐車場入り口にて、情報誌配布 *2021年1月16日（土）1日限定の仕事です。 ・AM7:00～10:30・18:00～19:30合計5時間の仕事です。	株式会社 ジェイ・エス・ピー・ネットワーク 秋田店 秋田県秋田市中通2丁目8-1 フォンテAKITA B1F 日給（時間額換算） 1,500円 ～ 1,500円 (1) 7時00分～10時30分 (2) 18時00分～19時30分 秋田県秋田市 月 火 水 木 金 日 （週休二日制：なし） 労災 05010-21851001	
倉庫作業員 2人 不問 パート労働者 雇用期間の定めあり ～ 令和3年5月31日	・学生服等の出荷準備 ・倉庫内での商品の品出し、検品、梱包等	秋田トンボ 株式会社 秋田県秋田市卸町3丁目2番2号 時給 850円 ～ 850円 (1) 9時00分～17時00分 秋田県秋田市 日 他 （週休二日制：その他） 雇用 労災 健康 厚生 05010-21843001	
清掃作業員「サンルーラル大湯」 3人 不問 パート労働者 雇用期間の定めなし	○ホテル内の清掃業務です。 ・お客様がチェックアウト後の客室内を清掃します。 ※清掃作業は客室のみです。 ※シフトにより3人で対応します。 ※就業場所へは直行直帰です。	株式会社 クリアサービス 秋田県潟上市天王字鶴沼台43-119 時給 850円 ～ 850円 (1) 9時00分～15時00分 秋田県潟上市 他 （週休二日制：毎 週） 雇用 労災 05011-1398601	

《ハロトレ情報》

現在、募集を行っている職業訓練です。（原則、雇用保険受給者以外の無業者の方）
 二次元コードを携帯で読み込んでいただくと募集のチラシがご覧いただけます。



じっくり学べるパソコンスキル基礎科（秋田）

募集期間：12月10日～1月13日

※上記以外に雇用保険受給者を対象としたコースもありますので、詳しくは最寄りのハローワークへお尋ねください。

ハローワーク週刊求人情報

令和3年1月22日～令和3年1月28日 受付分（令和3年1月29日発行）

ハローワーク湯沢

（湯沢公共職業安定所）

TEL 0183-73-6117

●右記の二次元バーコードから、求人情報の検索・閲覧ができます。

また、窓口で相談・紹介をご希望の方でハローワークに登録のない方は、同様のページより事前登録をしていただくことができますので、お気軽にご利用ください。

- ◎ 詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方はハローワークの紹介窓口へお問い合わせください。
- ◎ 面接にはハローワークが発行する紹介状が必要です。
- ◎ 賃金はフルタイムの場合月額換算、パートタイム求人の場合時間換算しています。また、労働時間によって記載されている各種社会保険に加入できない場合があります。
- ◎ ハローワークでは随時紹介を行っておりますので、この求人の中でもすでに決定済となっている場合があります。その際はあしからずご了承ください。



（フルタイム 正社員）

職種	年齢	賃金	求人者名	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
販売員 雇用期間の定めなし 正社員	45歳以下 キャリア形成	月給 170,000円～ 180,000円	有限会社 花伝 伊藤伝作商店 05070-205211	秋田県湯沢市柳町2-2-38 TEL 0183-72-1187 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 3人)	変形（1ヶ月単位） (1) 8時00分～17時30分 (2) 13時00分～17時30分	雇用・労災・健康・厚生	
経理事務 雇用期間の定めなし 正社員	不問 不問	月給 145,728円～ 156,400円	有限会社 藤原運送 05070-199711	秋田県雄勝郡羽後町字南元西19番地1 TEL 0183-78-7777 就業場所 秋田県雄勝郡羽後町 (従業員数 20人)	変形（1年単位） (1) 8時00分～17時00分 (2) 9時00分～18時00分	雇用・労災・健康・厚生・財形	
プラント作業員 雇用期間の定めなし 正社員	40歳以下 キャリア形成	月給 180,000円～ 180,000円	株式会社 アンドー 05070-208011	秋田県湯沢市小野字西十日町83 TEL 0183-52-2358 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 10人)	変形（1ヶ月単位） (1) 8時00分～16時00分 (2) 16時00分～0時00分 (3) 0時00分～8時00分	雇用・労災・健康・厚生・財形	フォークリフト運転技能者
歯科衛生士 雇用期間の定めなし 正社員	40歳以下 キャリア形成	月給 143,000円～ 170,000円	小番歯科医院 05070-209311	秋田県湯沢市佐竹町9-34 TEL 0183-73-2647 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 7人)	(1) 8時30分～18時00分 (2) 8時30分～12時30分	雇用・労災・健康・厚生	歯科衛生士
4t車運転手 雇用期間の定めなし 正社員	59歳以下 定年年齢を上限	月給 220,000円～ 280,000円	株式会社 秋田物流 05070-206511	秋田県湯沢市山田字福島開259-7 TEL 0183-78-1212 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 28人)	変形（1年単位） (1) 8時30分～18時00分	雇用・労災・健康・厚生	中型自動車免許
ISOシステム責任者兼営業 雇用期間の定めなし 正社員	45歳以下 キャリア形成	月給 168,750円～ 250,000円	株式会社 小野建設 05070-213211	秋田県雄勝郡羽後町新町字最上山7-1 TEL 0183-62-0127 就業場所 秋田県雄勝郡羽後町 (従業員数 48人)	変形（1ヶ月単位） (1) 8時00分～17時00分	雇用・労災・健康・厚生・財形	
一般事務員 雇用期間の定めなし 正社員	40歳以下 キャリア形成	月給 150,000円～ 230,000円	高橋産業 株式会社 05070-214511	秋田県湯沢市柳田字堀廻43-1 TEL 0183-72-7755 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 25人)	変形（1年単位） (1) 8時00分～17時00分	雇用・労災・健康・厚生	
送迎及び介護補助員 雇用期間の定めなし 正社員	65歳以下 定年年齢を上限	月給 144,892円～ 156,500円	株式会社 福わらい ショートステイ 花みずき 05070-217311	秋田県湯沢市清水町4丁目260-5 TEL 0182-23-6113 就業場所 秋田県湯沢市 (従業員数 27人)	変形（1ヶ月単位） (1) 8時30分～17時30分	雇用・労災・健康・厚生	介護職員初任者研修修了者あれば尚可

《ハロトレ情報》

現在、募集を行っている職業訓練です。（原則、雇用保険受給者以外の無業者の方）
二次元コードを携帯で読み込んでいただくと募集のチラシがご覧いただけます。



オフィスワーク基礎科(横手)

募集期間:2月1日～3月4日

※上記以外に雇用保険受給者を対象としたコースもありますので、詳しくは最寄りのハローワークへお尋ねください。

次回の求人情報は 2月5日の発行予定です。

【早期就職を目指すパソコン・ビジネス職業訓練】

オフィスワーク基礎科

受講者募集のご案内

3月30日開講 3ヶ月コース



様々な職種で必要とされるパソコン技能を基礎から学んで再就職を目指す(初心者でも安心)

【募集期間】 令和3年2月1日(月)～令和3年3月4日(木)

【訓練期間】 令和3年3月30日(火)～令和3年6月29日(火)

訓練休:土・日・祝日(GW5/1～5/5)及び4月23日・6月11日・18日

【費用】 **受講料無料**(但しテキスト代として3,245円(税込))

各資格の受験料(資格は任意受験です。受験希望者のみ掛かる費用です。)
日商PC検定(文書作成)3級 5,240円(税込)、日商PC検定(データ活用)3級 5,240円(税込)

【訓練内容】 裏面参照

【募集定員】 **15名**(定員の半数に満たない場合は中止することがあります)

【訓練時間】 9時00分～15時50分

【訓練場所】 しすてむ工房(秋田県横手市) **※無料駐車場あり**

【申込方法】 管轄のハローワークでの求職申込・職業相談後申込書を交付してもらい
ハローワーク職員の指示に従ってください

※雇用保険受給中の方も受講できる場合がありますのでご相談ください

※応募者の中から選考により受講者を決定しますので、希望しても受講できない場合があります

【選考日】 令和3年3月10日(水) 13:00～ 面接と筆記試験を行います 別途アンケートがあります

選考会場:しすてむ工房 / 持参する物:筆記用具

選考結果通知日:令和3年3月15日(月) 選考結果を郵送

訓練説明会を
開催致します

日時:①令和3年2月5日(金)
②令和3年2月19日(金)
①・②の内容は同じ
16:00～16:30
会場:しすてむ工房
※詳しくは裏面をご確認ください

裏面へ

職業訓練受講給付金制度

一定の要件を満たす場合に求職者支援訓練の受講を容易にするために一定額の給付金
(受講手当:月額10万円及び通所手当:通所経路に応じた所定の額(上限あり))を受けられる制度があります
※職業相談時に管轄のハローワークへご確認ください



《ご相談・お申込みは住所を管轄するハローワークへ》

【お問い合わせ先】 株式会社しすてむ工房 TEL 0182-32-7748 (平日9:00～17:00)
〒013-0053 秋田県横手市外目字大谷地14番地1 (担当:原田)

ソフトウェア制作・パソコン教室
ホームページ制作・パソコン修理

しすてむ工房

訓練カリキュラム			
訓練目標	就職活動に必要な応募書類等の作成・面接対応やビジネス知識を習得しパソコンの基礎的な仕組みから事務処理において不可欠なワープロや表計算ソフトなどの基本操作を習得しながらIT能力を向上させる		
科目	科目の内容	時間	
職業能力開発講習	ビジネステクニック	収入と支出のバランス 社会保障 ビジスマナー 個人情報 労働法 生活リズムと健康 心の健康管理 OS基本操作 コンピューターの仕組みと動作 Webブラウザ操作 電子メールの設定・送受信	72
	ビジネスヒューマン	自己概念 聴き方(傾聴力) 職場における報告連絡相談	12
	就職活動計画	就職活動を進めるにあたっての心構え 求人動向 履歴書・職務経歴書のポイント 面接の目的と採用者の評価ポイント 求人票の見方・ポイント 企業情報収集	18
	職業生活設計	訓練受講の意義 就業経験の棚卸し 職業意識と勤労観 ジョブ・カード制度の概要	12
学科	就職支援	履歴書及び職務経歴書の作成指導 面接指導 ジョブ・カード作成指導	9
	情報リテラシー	ソフトウェアの利活用 LANの基礎知識 ホームページの仕組み VDT作業と安全衛生	6
実技	ワープロ基礎実習	ワープロソフト(ワード)の基本操作(文章の入力 保存 印刷 編集 表 図形 地図) ビジネス文書(講座案内)作成	54
	ワープロ応用実習	ワープロソフト(ワード)の業務実践演習(ビジネス文書の書式設定 社内文書作成 社外文書作成 講座案内作成)	30
	表計算基礎実習	表計算ソフト(エクセル)の基本操作(ワークシートの操作 ブックとシートの使い方 数式と関数 グラフ機能 データベース活用)	54
	表計算応用実習	表計算ソフト(エクセル)の業務実践演習(講座アンケート集計作成 売上集計グラフ作成 見積書・納品書・請求書作成)	60
職業人講話・職場見学		職業人講話(2回)・職場見学(1回)	9
キャリアコンサルティング		『キャリアコンサルティング(3回)』は必須です	

しすてむ工房 求職者支援訓練説明会について

訓練内容についての詳しい説明会を開催いたします

- 開催日 ①令和3年 2月 5日(金) 16:00~16:30
②令和3年 2月 19日(金) 16:00~16:30
- 参加料 無料 (①・②の内容は同じ)
- 会場 しすてむ工房 教室会場

※参加希望の方は しすてむ工房(Tel:0182-32-7748)までお申込みください



訓練受講生から頂いた声

<職業訓練修了生が各就職先で活躍しております>

- ★訓練に通う事で規則正しい生活を送る事ができ、今後働いていく上での準備ができたと思います。他の受講者さんと接することで、同じ目標に向かって作業することの大切さを再認識することができました。
- ★履歴書などの書類の書き方や就職についての相談など幅広く相談にのって頂いたり、職場見学をさせて頂き、自分の視野が広がったと思います。
- ★パソコンができなくて就職も中々難しい感じてましたが、講習で学んだおかげで面接で「パソコンはできますか?」と聞かれても「はいできます」と言えるようになり、就職できました。感謝しております。
- ★仕事についての相談も親身になって頂いたおかげで就職を決めることができました。パソコンスキル以外にもたくさんの事を学ぶことができましたので今回、この講習を受けて本当によかったです。
- ★丁寧に理解できるまで教えて頂き感謝しております。応募書類作成の際もたくさんのアドバイスを頂きとても力になりました。結果、就職する事ができました。ありがとうございました。
- ★この講習に参加したからこそこの就職だと思います。一緒に受講したみなさんと、先生方に出会えた事感謝します。ありがとうございました。
- ★面接でも職業訓練について質問されたりしたので、受講していた事が、面接官の方に高評価だったのでと思っております。講習で学んだことを実践したおかげで無事採用が決まり、すごく感謝しています。
- ★再就職の場所で、面接の際にジョブ・カードが評価され採用になりました。今回の講習に参加できた事に感謝します。
- ★キャリアコンサルティングは、自分の性格を見つめ直すきっかけにもなりました。面接での役立つ情報も教えて頂き大変参考になりました。
- ★受講してみると毎日充実し、自信が日々ついてくるのが分かりました。「職業訓練を受ける」ステップを一步踏み出したあの時の決断が第一歩だったと思います。
- ★事務職希望ではありましたが、倍率も高い職種なので面接を受けてもほぼ諦めていたのですが、書類選考と面接で念願の事務職に一発で決まった事に驚きと感謝の気持ちでいっぱいです。キャリアコンサルティングでは職業アドバイスで勇気づけられ、今の自分の現状に合った職場を選べたと思います。
- ★就職できたのは職業訓練に参加したからだと思います。面接で職業訓練を受講したという意欲を評価していただいたようです。



新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。

(マスク着用の周知徹底、消毒用アルコールの設置、手洗い及び消毒方法の掲示、こまめな換気、可能な限り間隔を開けた座席レイアウト、共用部分の定期的な消毒等)



【訓練実施機関名】株式会社しすてむ工房
〒013-0053 秋田県横手市外目字大谷地14番地1
TEL: 0182-32-7748 (平日9:00~17:00)

担当: 原田

URL <https://www.kowbow.co.jp/>

しすてむ工房

検索



しすてむ工房
(無料駐車場あり)

駐車場
入口

横手ICから
車で5分

●コマツレンタル様

●アイアンワークス様

←至 横手市内 国道13号線 しすてむ工房[看板] 至 湯沢→

ローソン様 ●コマツ秋田様

←至 柳田駅 至 醍醐駅→



— 急がば学べ —

ハロートレーニング

×
AKB48 Team 8

47都道府県、
あなたの地域の
専攻アンバサダーが
募集・応援活動中
です！



私たち、ハロートレーニングアンバサダーに
就任しました！！

スキルアップで
キャリアアップ！



ハロレくん

あなたの希望する職業やキャリアアップのために
必要な職業スキルや知識を習得できる支援制度があります。

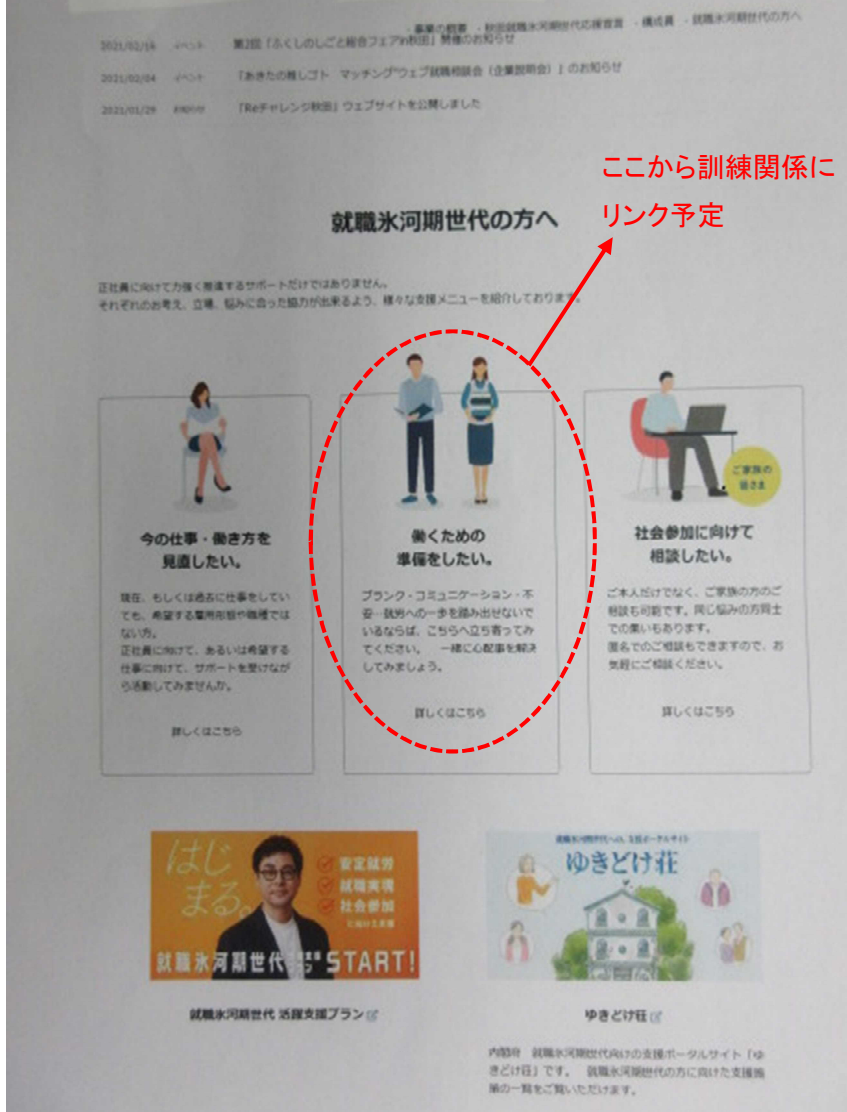


詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

人材開発 厚生労働省



あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官



訓練ニーズに関する資料

ハローワーク窓口での希望訓練把握状況(第3四半期までの累計)

訓練分野	中央地区		県南地区		県北地区		合計	
	延べ人数	割合(%)	延べ人数	割合(%)	延べ人数	割合(%)	延べ人数	割合(%)
PC基礎的分野	355	29.7	293	52.1	174	44.5	822	38.3
IT分野	86	7.2	14	2.6	11	2.8	111	5.2
営業・販売・事務分野	113	10.0	113	20.1	28	7.2	254	12.1
医療事務分野	91	7.6	51	9.1	30	7.7	172	8.0
介護福祉分野	204	17.1	68	12.1	82	22.1	354	16.8
電気関連分野	82	6.9	1	0.2	6	1.5	89	4.3
機械関連分野	50	4.2	0	0.0	6	1.5	56	2.6
金属関連分野	32	2.7	10	1.8	7	1.8	49	2.3
建設関連分野	23	1.9	2	0.4	20	5.1	45	2.1
その他の分野	148	12.4	7	1.2	22	5.8	177	8.4
合計	1,195	100.0	562	100.0	391	100.0	2,148	100.0

(参考:訓練分野の内訳等)

訓練分野	主な訓練コース名	訓練分野	主な訓練コース名
PC基礎的分野	パソコン基礎等	電気関連分野	電気設備技術
IT分野	ITエンジニア、Web系等	機械関連分野	テクニカルオペレーター
営業・販売・事務分野	会計・簿記・経理等	金属関連分野	加工・溶接用
医療事務分野	医療事務	建設関連分野	建築CAD等
介護福祉分野	介護初任者、実務者等	その他の分野	ビル管理、リフォーム、ネイル等

【県北地区】資格から見た求人・求職件数(令和2年度 第3四半期分)

～必要資格を所持資格が下回るもの～

コード	免許・資格名称	求人数 (必要資格)	求職件数 (所持資格)	必要資格に対する所持者の割合(%)
1301	建築士1級	12	0	0.0
1207	電気工事施工管理技士2級	10	1	10.0
1302	建築士2級	28	3	10.7
1405	土木施工管理技士2級	91	10	11.0
1316	建築施工管理技士2級	39	5	12.8
1907	歯科衛生士	32	5	15.6
2301	社会福祉士	24	4	16.7
5819	自動車整備士(3級)	34	6	17.6
7111	管工事施工技士2級	17	3	17.6
1804	准看護師	138	29	21.0
1404	土木施工管理技士1級	60	13	21.7
1315	建築施工管理技士1級	18	4	22.2
2308	介護支援専門員	45	10	22.2
4805	普通自動車免許(AT限定)	1,216	275	22.6
4817	中型自動車免許	56	13	23.2
2313	介護職員初任者研修終了者(旧ホームヘルパー2級)	312	115	36.9
1803	看護師	163	43	26.4
5818	自動車整備士(2級)	19	6	31.6
6808	電気工事士第1種	16	7	43.8
1704	薬剤師	11	5	45.5
2302	介護福祉士	135	65	48.1
4303	美容師	19	11	57.9
6809	電気工事士第2種	28	24	85.7
6715	車両系整地掘削用運転	122	106	86.9
2303	保育士	42	37	88.1

	建築・建設系
	医療・福祉系
	理美容系

【県南地区】資格から見た求人・求職件数(令和2年度 第3四半期分)

～必要資格を所持資格が下回るもの～

コード	免許・資格名称	求人件数 (必要資格)	求職件数 (所持資格)	必要資格に対する所持者の割合(%)
1405	土木施工管理技士2級	110	13	11.8
1315	建築施工管理技士1級	15	2	13.3
1404	土木施工管理技士1級	84	12	14.3
7111	管工事施工技士2級	14	2	14.3
1704	薬剤師	20	3	15.0
2313	介護職員初任者研修終了者(旧ホームヘルパー2級)	210	32	15.2
1804	准看護師	115	19	16.5
1408	測量士	18	3	16.7
1907	歯科衛生士	34	6	17.6
3207	宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	14	3	21.4
1316	建築施工管理技士2級	23	6	26.1
2301	社会福祉士	26	7	26.9
4817	中型自動車免許	81	22	27.2
1409	測量士補	18	6	33.3
1803	看護師	139	47	33.8
2314	介護職員実務者研修終了者(旧ホームヘルパー1級)	15	6	40.0
4805	普通自動車免許(AT限定)	956	385	40.3
4822	準中型自動車免許	27	11	40.7
6714	車両系基礎工事用運転	47	22	46.8
6808	電気工事士第1種	11	6	54.5
5819	自動車整備士(3級)	18	10	55.6
2302	介護福祉士	190	121	63.7
4303	美容師	25	16	64.0
2308	介護支援専門員	41	27	65.9
6715	車両系整地掘削用運転	131	88	67.2
1302	建築士2級	13	9	69.2
6716	車両系解体用運転	14	10	71.4
5818	自動車整備士(2級)	14	12	85.7

	建築・建設系
	医療・福祉系
	理美容系

【中央地区】資格から見た求人・求職件数(令和2年度 第3四半期分)
 ~必要資格を所持資格が下回るもの~

コード	免許・資格名称	求人件数 (必要資格)	求職件数 (所持資格)	必要資格に対する所持者の割合(%)
1316	建築施工管理技士2級	50	1	2.0
7111	管工事施工技士2級	33	1	3.0
1301	建築士1級	21	1	4.8
1704	薬剤師	50	5	10.0
1804	准看護師	228	23	10.1
1207	電気工事施工管理技士2級	19	2	10.5
7110	管工事施工技士1級	18	2	11.1
1405	土木施工管理技士2級	107	12	11.2
1404	土木施工管理技士1級	77	9	11.7
2307	精神保健福祉士	16	2	12.5
5819	自動車整備士(3級)	50	9	18.0
1205	電気主任技術者第3種	10	2	20.0
1315	建築施工管理技士1級	20	4	20.0
2301	社会福祉士	52	12	23.1
1302	建築士2級	55	14	25.5
4301	理容師	15	4	26.7
5818	自動車整備士(2級)	40	12	30.0
1803	看護師	329	102	31.0
2313	介護職員初任者研修終了者(旧ホームヘルパー2級)	597	193	32.3
4805	普通自動車免許(AT限定)	2,242	759	33.9
4304	管理美容師	16	6	37.5
2302	介護福祉士	320	122	38.1
2308	介護支援専門員	76	29	38.2
2314	介護職員実務者研修終了者(旧ホームヘルパー1級)	52	20	38.5
1907	歯科衛生士	74	29	39.2
3207	宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	29	16	55.2
4822	準中型自動車免許	59	33	55.9
4817	中型自動車免許	105	60	57.1
4303	美容師	61	39	63.9
6715	車両系整地掘削用運転	87	64	73.6
4804	普通自動車第二種免許	37	28	75.7
6808	電気工事士第1種	18	14	77.8
2303	保育士	119	97	81.5
6714	車両系基礎工事用運転	20	18	90.0

	建築・建設系
	医療・福祉系
	理美容系

令和3年度秋田県職業訓練計画（案）

令和3年度秋田県職業訓練実施計画（案）

令和3年3月11日

秋田県

秋田労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、平成29年2月22日に秋田県と秋田労働局が締結した「秋田県雇用対策協定」の趣旨を踏まえ、「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」に基づき、同法第16条第1項及び第2項に定める公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）」第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対して実施する同法第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）等について、秋田県及び秋田労働局が一体となって求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、以って安定的な就労を実現するための重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

令和2年度の秋田県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が1.2倍台と求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響から改善の動きが弱まっている。地域間の差は縮小しつつあるが、職種間のアンバランスは大きく、依然として資格要件や経験、労働条件等によるミスマッチが生じている状況にある。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度における新規求職者は、令和3年1月末現在で37,598人であり、このうち特定求職者に該当する可能性のある者は18,117人となっている。

令和2年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。（令和3年1月末現在）

○公共職業訓練（施設内／離職者訓練） 284人
秋田県 25人
秋田職業能力開発促進センター 259人

○公共職業訓練（委託訓練／離職者訓練、秋田県）611人
離職者等再就職訓練 572人
デュアルシステム訓練 39人

- 公共職業訓練（在職者訓練）691人
秋田県 463人、秋田職業能力開発短期大学校 34人、
秋田職業能力開発促進センター 194人
- 公共職業訓練（学卒者訓練）322人
秋田県 212人、秋田職業能力開発短期大学校 110人
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（委託訓練／秋田県）21人
知識技能習得訓練 13人
実践能力習得訓練 8人
- 求職者支援訓練 161人
基礎コース 45人、実践コース 116人

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。（令和3年1月末現在）

- 公共職業訓練（離職者訓練）
施設内訓練 57.1%（秋田県）、66.7%（機構）
委託訓練 63.9%
- 求職者支援訓練
基礎コース 35.6% 実践コース 45.5%

※ 就職率は、令和2年4月から令和2年11月までの訓練修了者中、修了後3か月以内に雇用保険の被保険者となる労働条件で就職した者の割合である。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（1）実施方針

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置くとともに、多様化する働き方等の時代ニーズに応じたりカレント教育の推進並びにキャリアアップやキャリアチェンジに対応した訓練の拡充を図る。また、在職者を対象とする職業訓練については、労働生産性向上のための人材開発育成に重点を置き実施する。

さらに、新たな訓練ニーズの把握に努めるとともに、引き続き、産業界・教育訓練機関等も含めた地域の関係者による協議の場を設け、連携・協力関係を強化し、計画的かつ効果的な職業訓練の実施に努める。

（2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

①施設内訓練

令和3年度においては、13科目、450人の定員で実施する。
これらの訓練受講者の就職率は80%を目指す。

・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	科目名
県立鷹巣技術専門校	40人	建設機械運転科
	20人	建築技術科
県立大曲技術専門校	10人	電気工事基礎科
	10人	金属加工基礎科

計	80人	
---	-----	--

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	コース名	定員	科目名
秋田職業能力開発促進センター	標準コース	320人	テクニカルオペレーション科、金属加工技術科、電気設備技術科、ビル管理技術科、住宅リフォームデザイン科、電気設備エンジニア科、建築CAD施工科
	短期デュアルコース	30人	電気設備技術科（導入訓練付）
	橋渡し訓練	20人	橋渡し訓練（コミュニケーション能力や職業意識向上等）
計		370人	

②委託訓練

令和3年度においては、66科目、923人の定員で実施する。
これらの訓練受講者の就職率は75%を目指す。

- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

訓練種別	コース数	定員数	科目名
離職者等再就職訓練	63	878人	医療事務科（3か月） 介護初任者研修科（3か月） パソコン初級科（3か月） パソコン中級科（3か月） パソコン事務習得科（3か月） 会計事務科（4か月） 販売ビジネス科（3か月） 介護実務者研修科（6か月） 介護福祉士養成科（2年）※長期 保育士養成科（2年）※長期 栄養士養成科（2年）※長期 ITエンジニア養成科（2年）※長期 経理スペシャリスト養成科（2年）※長期 美容師養成科（2年）※長期
デュアルシステム訓練			3
計	66	923人	

注）「※長期」は長期人材育成コースを指す。

（3）公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

- ・在職者を対象に、キャリアアップのための訓練を実施する。
- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	コース数	定員数	科目名
県立鷹巣技術専門校	20	210人	OA事務科、建築科、建築製図科、溶接科、建設機械運転科等
県立秋田技術専門校	25	260人	自動車整備科、OA事務科、経理事務

			科、メカトロニクス科、電気工事科、建設機械運転科 等
県立大曲技術専門校	31	325 人	機械加工科、溶接科、電気工事科、建築施工科、塗装科、一般事務科、機械製図科、OA 事務科 等
計	76	795 人	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	コース数	定員数	科目名
秋田職業能力開発短期大学校	43	425 人	製造系分野（設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育、安全）
秋田職業能力開発促進センター	37	370 人	製造系分野（設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査）
計	80	795 人	

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	延定員	科目名
県立鷹巣技術専門校	40 人	80 人	自動車整備科、住宅建築科、建築工芸科
県立秋田技術専門校	80 人	160 人	自動車整備科、オフィスビジネス科、メカトロニクス科、情報システム科
県立大曲技術専門校	80 人	160 人	機械システム科、電気システム科、建築施工科、色彩デザイン科
計	200 人	400 人	11 科目

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	延定員	科目名
秋田職業能力開発短期大学校	60 人	120 人	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科
計	60 人	120 人	3 科目

(5) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・委託訓練として、秋田県は以下の訓練を実施する。
これらの訓練受講者の就職率は55%を目指す。

訓練種別	定員数	訓練月数
知識技能習得訓練	19 人	3 か月
実践能力習得訓練	8 人	3 か月
	2 人	2 か月
e-ラーニング	1 人	3 か月
計	30 人	

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

- ・ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も懸念されることから、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模を621人とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する「基礎コース」と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する「実践コース」を同程度とし、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえるとともに、成長分野とされている分野・職種に重点を置くものとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

	年度計	4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎コース	300人	105人	30人	30人	15人	30人	30人	15人	30人	15人	0人
┆ 県北地域	(15)	15人									
┆ 中央地域	(60)	60人	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域
┆ 県南地域	(30)	30人									
実践コース	321人	120人	15人	48人	30人	44人	15人	30人	0人	26人	26人
┆ 介護系	74人	30人			15人	14人		15人			
┆ 情報系	75人	15人			15人	15人				15人	15人
┆ その他分野	172人	75人	15人	15人		15人	15人	15人		11人	11人
計	621人	225人	45人	45人	45人	74人	45人	45人	30人	41人	26人

- ・ 令和3年度全国職業訓練実施計画（求職者支援訓練分）に対応した秋田県の取扱い(地域の実情に合わせて設定可)～【 】内は全国職業訓練実施計画の数値
 - ① 求職者支援訓練の基礎コース・実践コースの計画割合 【各コース 50%程度】
各コースの計画数は、近年の募集・充足・中止状況を鑑み、基礎コースの計画数を300人(48.3%)、実践コースの計画数を321人(51.7%)とする。
 - ② 求職者支援訓練各訓練コースの定員数
1コースの定員数は、基礎・実践コースとも10人～15人とする。
 - ③ 民間教育機関委託事業者新規参入枠 【各コース 20%以内】
新規参入枠は、基礎・実践コースとも20%以下とする。基礎コースは地域共通、実践コースは分野共有とする。
 - ④ 求職者支援訓練（基礎コース）の地域区分
基礎コースの地域区分について、訓練実施機関の秋田市への偏り、委託訓練の開催地域・時期とのバランスを考慮し、第2・四半期以降は地域区分を行わず、全県単位とする。ただし、訓練実施機関への周知等も考慮し、第1・四半期は県北地域をハローワーク鹿角・大館・鷹巣・能代管内、中央地域をハローワーク秋田・男鹿・本荘管内、県南地域をハローワーク大曲・角館・横手・湯沢管内とする。
 - ⑤ 求職者支援訓練（実践コース）内の定員の振替
実践コースの各分野において、認定上限値を超える申請分野があり、一方で認定上限値を超えない申請分野が存在する場合は、申請分野の余剰人員については、認定上限値を超える申請分野に振り替えることができるものとする。
 - ⑥ 就職氷河期対策対象者優先枠の設定
第3・四半期における実践コースの介護系は就職氷河期対策対象者の優先枠とし

て設定し、上記②にかかわらず第3・四半期における同コース介護系の定員を14人とする。

・ 認定単位期間

認定単位期間を訓練実施機関が柔軟な対応ができるように毎月求職者支援訓練を認定することとし、認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間は、秋田労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部のホームページで周知する。ただし、訓練実施機関への周知等も鑑み、第1・四半期は四半期とし、7月以降から各月毎とする。

- ・ これらにより、雇用保険が適用される就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

- ・ 公共職業訓練の実施に当たっては、訓練規模、分野及び時期を求人・求職者のニーズに対応して適切に設定する必要があるほか、訓練修了者の就職を促進するためには、秋田県、秋田労働局や訓練実施機関に加え業界団体等の幅広い理解・協力が求められる。

また、公共職業訓練の在職者訓練においては、国の「働き方改革実行計画」が企業内での労働生産性向上を求めていることから、従業員のスキルアップが不可欠となっており、各種助成金等の活用と合わせ職業訓練実施機関の利用について広く周知する必要がある。

- ・ このため、令和3年度においても地域訓練協議会を開催し、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。また、地域訓練協議会には引き続きワーキング・チームを設置し、地域ニーズに即した職業訓練の実施を検討する。

(2) 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施と就職支援

- ・ 新規求職者の減少傾向が続く中、意欲ある訓練受講希望者を確保し受講をあっ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネットも活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。
- ・ 公的職業訓練受講希望者には、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティングを通じ、再就職を見据えた適切な訓練コースの選択を支援する。特に、就職氷河期世代への支援や、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴う離職者の支援を強化する。
- ・ 訓練受講中は訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。
- ・ 訓練受講中及び訓練修了後においては、訓練実施機関が、作成したジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施や訓練分野の求人情報の提供、求人開拓など積極的な就職支援を行い、就職率の向上を図る。

解禁：ラ・テ 令和3年2月12日（金）午後9時00分
新聞 令和3年2月13日（土）朝刊

報道関係者 各位

令和3年2月12日（金）

【照会先】

<総括>

職業安定局雇用政策課

課長 溝口 進

課長補佐 戸田 卓宏

（代表電話）03-5253-1111（内線 5659）

（直通電話）03-3502-6770

<休業支援金関係>

職業安定局雇用保険課

課長 長良 健二

課長補佐 伏木 崇人

（代表電話）03-5253-1111（内線 5763）

（直通電話）03-3502-6771

<雇用調整助成金関係>

職業安定局雇用開発企画課

課長 宮原 真太郎

課長補佐 古長 秀明

（代表電話）03-5253-1111（内線 5816）

（直通電話）03-3502-1718

<職業紹介関係>

職業安定局総務課首席職業指導官室

首席職業指導官 松瀬 貴裕

課長補佐 仙田 亮

（代表電話）03-5253-1111（内線 5776）

（直通電話）03-3502-6774

<就職・住居・生活支援関係>

職業安定局雇用開発企画課就労支援室

就労支援室長 伊藤 浩之

室長補佐 田中 里枝

（代表電話）03-5253-1111（内線 5772）

（直通電話）03-3502-6776

<求職者支援制度関係>

職業安定局総務課訓練受講者支援室

室長 安蒜 孝至

室長補佐 菊田 聡

（代表電話）03-5253-1111（内線 5277）

（直通電話）03-3501-5257

<公共職業訓練関係>

人材開発統括官訓練企画室

室長 平川 雅浩

参事官補佐 武田 直也

（代表電話）03-5253-1111（内線 5909）

（直通電話）03-3595-3356

新たな雇用・訓練パッケージについて

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化しており、雇用情勢に厳しさがみられる中で、休業や離職を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方、生活に困窮する方などを支援するため、今般、新たな雇用・訓練パッケージを策定しましたので公表いたします。

- 関係資料
- 資料1 新たな雇用・訓練パッケージ
 - 資料2 新たな雇用・訓練パッケージ（概要）

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4

● 5月～6月の特例措置

- 原則的な措置を段階的に縮減
日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業）
- 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

新たな雇用・訓練パッケージ

I 現状と課題

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、緊急事態宣言の対象期間が令和3年3月7日まで延長された。

政府としては、今般の緊急事態宣言に伴い、雇用調整助成金について、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に加えて、特に業況が厳しい大企業についても、助成率を中小企業と同水準の最大10/10に引き上げることとし、事業主の雇用維持の努力を全力で支援している。

また、令和2年度第3次補正予算で創設した産業雇用安定助成金等による在籍型出向を活用した雇用維持への支援や、これまで就業経験のない新たな分野への円滑な労働移動を望む求職者への早期再就職支援にも取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方等に対し、雇用維持と生活支援の両立とともに、訓練による今後のステップアップを可能とすることが喫緊の課題である。

同時に、離職を余儀なくされた方や生活に困窮する方等には、経済対策の雇用創出効果を円滑に発現させるとともに、感染症対策業務等に伴う地方自治体等の直接雇用等の機会を捉え、着実に就職に結びつけていくための支援が必要である。

このため、今般、IIに掲げる具体的な施策を行っていく。

II 具体的施策

1. 雇用下支え・創出

(1) 経済対策の迅速かつ適切な執行

『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』（令和2年12月8日閣議決定）について、内閣府によれば、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021年度までに概ね60万人程度と見込まれるとしている。

まずは、令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、本経済対策を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していく必要がある。

また、本経済対策においては、在籍型出向を活用した雇用維持への支援、円滑な労働移動への支援、求職者へのきめ細かな支援等といった『雇用対策パッ

ケージ』が盛り込まれており、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、以下をはじめとしたバランスの良い雇用対策を引き続き円滑に実施していく。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金等の継続による雇用維持
- ・ 産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用した雇用維持
- ・ 産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- ・ 感染症の影響による離職者をトライアル雇用する事業主への賃金助成制度の創設

雇用調整助成金等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末（注1）まで現行措置を継続することとされている。（日額上限 15,000 円、中小企業のほか、一定の大企業（注2、3）についても最大 10/10 助成。）

（注1）現行の緊急事態宣言を前提とすると4月末まで（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで）。

（注2）緊急事態宣言地域※の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所（当該地域が解除された月の翌月末まで）。

※まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様の扱い
（注3）全国の特に業況が厳しい企業（生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少）。

そのうえで、雇用情勢が大きく悪化しない限り、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月（現行の緊急事態宣言を前提とすると5月）から2か月間の措置は以下のとおり、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける。

【原則的な措置】

- ・ 雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限
：13,500円（現行15,000円）
- ・ 事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率
：9/10（現行10/10）
※ 休業支援金等の1人1日あたりの助成額の上限：9,900円（現行11,000円）

【感染が拡大している地域（※1）・特に業況が厳しい企業（※2）の雇用維持を支援する特例】

上限額 15,000 円、助成率最大 10/10（中小企業、大企業）

※1 まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請

を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所

※2 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

当該2か月間の経過後（現行の緊急事態宣言を前提とすると7月以降）については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する。

（2）大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、シフト制で働く労働者等が多い飲食店等を中心に大企業にも大きな影響が生じている。そのため、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化として、大企業労働者の中でも、休業手当を受け取りづらい、シフト制等の勤務形態で働く労働者（注）が休業手当を受け取れない場合に、例外的に休業支援金・給付金の対象とする。

（注）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

本特例の内容は、前回及び今回の緊急事態宣言や、都道府県ごとの時短要請が、シフト制等の勤務形態で働く労働者も多い飲食業や宿泊業に対して影響が大きいこと等を鑑みて、以下のとおりとする。

- ① 原則として緊急事態宣言の対象となる1月8日以降の休業を対象とするが、例外的に、都道府県ごとの時短要請（昨年11月7日以降のものに限る。）が発令された最初の時以降も特例の対象とする。その際の給付額は、現行どおり休業前賃金の8割とする。

なお、大企業においては雇用調整助成金の活用による対応を基本とすべきことに鑑み、雇用調整助成金の助成率の10/10への引上げ措置とのバランスを確保する必要があることから、同引上げ措置の対象期間が終了するまでの措置として実施するものとする。

- ② ①に加え、昨年4月1日から昨年の緊急事態宣言の解除月の翌月である6月末までの休業を対象とする。その際の給付額は、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、休業前賃金の6割とする。

（3）雇用調整助成金の雇用維持要件（助成率10/10）の緩和

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とする予定となっている。

- ・解雇等を行わない場合の助成率 10／10（これまでの特例措置 3／4）
- ・解雇等を行っている場合の助成率 4／5（これまでの特例措置 2／3）

今般、上記に該当する大企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象として、令和3年1月8日以降、緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断する。

※ 現行の特例措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により確認。

（４）感染症対策業務等による雇用創出

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。

ワクチン接種については、予備費及び第3次補正予算等で計上した「ワクチン接種体制確保事業」により、各地方自治体において、万全の接種体制が確保されることになるとともに、地域の雇用創出にもつながる。

第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算で計上した地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業分は、営業時間短縮要請の対象となる飲食店の見回り等の働きかけ活動をはじめ雇用創出に活用可能であり、解雇・雇い止め・内定取消し等により職を失った方の雇用の創出に資する事業等への活用も考えられるところである。雇用創出の取組の好事例を参考にしながら、地域の実情に応じて、積極的に活用いただくことを期待する。

（５）地方自治体等の直接雇用等、住居・生活支援施策の窓口とハローワークの連携

地方自治体等が、ワクチン接種の体制整備等の新型コロナウイルス感染症対策業務等において、新型コロナウイルスの影響による離職者を直接雇用しようとする場合、ハローワークにおいて迅速な人材確保を支援するため、マッチングのための専門窓口を設置し、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う。

また、就職支援とともに、住居・生活支援を必要とする求職者に対しては、地方自治体の住居・生活支援施策に関する窓口との情報共有・連携を図ることにより、きめ細かな支援を行う。

２．訓練による雇用の質的強化

（雇用を維持しながらのステップアップを可能に）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援していくことが重要であり、以下のとおり取り組む。

（１）求職者支援制度への特例措置の導入（９月末までの時限措置）

① 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講給付金は、月の収入が 8 万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方や副業・兼業をしている方等については、月 12 万円以下に引き上げる特例措置を導入する。

（注 1）シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8 万円以下である場合に限る）の合計が 12 万円以下である場合に支給。

（注 2）収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている。

② 職業訓練受講給付金の出席要件の特例措置

訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則に、やむを得ない理由（本人の病気、冠婚葬祭、子どもの看護 等）により訓練を欠席せざるを得ない日がある場合には、訓練実施日の 8 割以上の受講を支給の要件としているが、訓練の実施日と勤務日が重なり欠席せざるを得ない日は、やむを得ない理由として扱う特例を導入する。

（２）職業訓練の強化

① 求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

対象者が仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、訓練設定の現行の要件を、特例として以下のとおり緩和し、短い期間や時間の就職に役立つ訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

・ 訓練期間：2～6 月 → 2 週間～6 月

・ 訓練時間：原則 100 時間以上 → 月 60 時間以上に緩和

・ オンライン訓練：実施不可 → 可能とする省令改正を 2 月中旬公布予定（恒久措置）

② 公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

公共職業訓練は、原則として離職者向けに行われており（標準 3～6 か月。平日は終日実施が一般的。）、在職者は受講しにくい。このため、特例として、在職者が受講しやすい短い期間や時間の訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

（注）求職者支援訓練の給付対象者が、公共職業訓練を受講することも可能。

・ 訓練期間：標準 3 か月 → 1～2 か月のコースを創設

・ 訓練時間：標準月 100 時間 → 月 60 時間以上に緩和

・ オンライン訓練：実施可（措置済み）

(3) ハローワークにおける積極的な職業訓練の周知及び受講斡旋

① 「コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）」の設置

ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供する。

② 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

①の窓口において、訓練を必要とする方への積極的な受講斡旋及び訓練機関との連携強化を図るとともに、上記（１）（２）の特例措置等によって、職業訓練の受講を効果的に拡大する。

- ・ 求職者支援訓練：2.1万人（※） → 5万人
- ・ 公共職業訓練：10.5万人（※） → 15万人

（※）令和元年度実績

3. 政府支援策の周知・広報

これまで累次にわたって政府が講じてきた雇用支援策について、効果的手法を用いて周知・広報を徹底する。

- ・ 国民の関心の高い雇用調整助成金や休業支援金について、一方的な情報発信ではなく、利用者の視点に立ったわかりやすいチラシの展開を行うとともに、政府広報でテレビCMを行い、広く国民に周知する
- ・ メディアで活躍する発信力のあるコメンテーターや広報の専門家等を交えたプロジェクトチームを作り、雇用対策・生活支援策・子育て支援策等について各テーマごとに、国民に届く情報発信方策（SNSの活用）等について、検討・発信していく。